第２表

にたり鯨資源の分類及び捕獲枠

南半球　2012年から2013年までの遠洋捕鯨の解禁期及び2013年の沿岸捕鯨の解禁期

	分　類	捕　獲　枠
南大西洋の資源	—	0
インド洋南部の資源	ＩＭＳ	0
南アフリカ沿岸の資源	—	0
ソロモン諸島の資源	ＩＭＳ	0
南太平洋西部の資源	ＩＭＳ	0
南太平洋東部の資源	ＩＭＳ	0
ペルーの資源	—	0
北太平洋　2013年の解禁期		
東部の資源	ＩＭＳ	0
西部の資源	ＩＭＳ	0
東シナ海の資源	ＰＳ	0
北大西洋　2013年の解禁期	ＩＭＳ	0
インド洋北部　2013年の解禁期	—	0

第３表

歯鯨資源の分類及び捕獲枠

南半球　2012年から2013年までの遠洋捕鯨の解禁期及び2013年の沿岸捕鯨の解禁期

区　分	経　度	まつこう鯨	
		分　類	捕　獲　枠
第１区分	西経60度―西経30度	—	0
第２区分	西経30度―東経20度	—	0
第３区分	東経20度―東経60度	—	0
第４区分	東経60度―東経90度	—	0
第５区分	東経90度―東経130度	—	0
第６区分	東経130度―東経160度	—	0
第７区分	東経160度―西経170度	—	0
第８区分	西経170度―西経100度	—	0
第９区分	西経100度―西経60度	—	0

北半球　2013年の解禁期

区　分		まつこう鯨	
		分　類	捕　獲　枠
北太平洋	西区分	ＰＳ	0（注１）
	東区分	—	0
北大西洋		—	0
インド洋北部		—	0
		ボトルノーズ鯨	
		分　類	捕　獲　枠
北大西洋		ＰＳ	0

（注１）　この資源からは、大きさや性別による制限を含む捕獲枠が委員会によって設定されるまで捕獲してはならない。

ひげ鯨の捕獲枠

11　南半球において捕獲されるひげ鯨の数は、二千十二年から二千十三年までの遠洋捕鯨の解禁期及び二千十三年の沿岸捕鯨の解禁期について、第一表及び第二表に示す捕獲枠を超えてはならない。

12　北太平洋及びその附属水域並びに北大西洋において捕獲されるひげ鯨の数は、二千十三年においては、第一表及び第二表に示す捕獲枠を超えてはならない。

13　(a)　10の規定にかかわらず、原住民の生存の必要を満たす原住民の生存のための捕鯨に関する捕獲枠は、千九百八十四年の捕鯨の解禁期及びそれ以降の各解禁期について次の原則に従って設定する。

(1)　ＭＳＹを実現する資源水準以上の資源について、原住民による生存のための捕獲は、その総量がＭＳＹの九十パーセントを超えない限り、許可する。

(2)　ＭＳＹを実現する資源水準を下回るが特定の最小の水準を上回る資源について、原住民による生存のための捕獲は、鯨資源がＭＳＹを実現する資源水準に向かうことを可能にする水準に設定される限り、許可する。(注)

注　委員会は、科学委員会の助言に基づき、できる限り、(a)各資源について最小の資源水準であって当該資源水準を下回る場合には鯨を捕獲してはならないものを設定し、及び(b)各資源についてＭＳＹを実現する水準に向かう増加率を設定する。科学委員会は、最小の資源水準及び種々の捕獲の制度の下でのＭＳＹを実現する資源水準に向かう増加率の範囲について助言する。

(3)　(1)及び(2)の規定は、最良の科学的助言に基づいて常に検討されるものとし、委員会は、遅くとも千九百九十年までに、(1)及び(2)の規定が鯨資源に与える影響につき包括的な評価を行うとともにこれらの規定の修正につき検討する。

(4)　(b)の(1)から(3)までの規定に基づいて行われる原住民による捕鯨においては、稚鯨又は稚鯨を伴う鯨を傷つけ、捕獲し、又は殺すことを禁止する。(b)(4)の規定に基づいて行われる原住民による捕鯨においては、稚鯨を伴う雌鯨又は乳飲み稚鯨を傷つけ、捕獲し、又は殺すことを禁止する。

(5)　全ての原住民による捕鯨は、この13の規定に適合する国内法令に従って行われなければならない。

(b)　原住民の生存のための捕鯨の捕獲枠は、次のとおりとする。

(1)　原住民がベーリング海、チュクチ海及びボーフォート海の資源からバウヘッド鯨を捕獲することは、その肉及び生産物を原住民が地元における消費のためにのみ用いる場合に限り、許可する。ただし、次の(i)及び(ii)の規定に従うことを条件とする。

(i)　二千十三年から二千十八年までの間において陸揚げするバウヘッド鯨の数は、三百三十六を超えてはならない。これらの年の各年において傷つけるバウヘッド鯨の数は、六十七を超えてはならない。ただし、いずれかの年の傷つける鯨の数の割当ての不使用分（二千八年から二千十二年までの間の傷つける鯨の数の割当ての不使用分の十五を含む。）は、繰り越すものとし、その後の年の傷つける鯨の数の割当てに一年につき十五を限度として加算する。

(ii)　この(1)の規定は、科学委員会の助言に照らして、委員会が毎年検討する。